

学と同じ 法律は、 与金 除红 取り 関す 3 金 0 定は す るととの 00 5 免除 施行 るととと K 出 200 (附 0 即第三十六 7 すると 施行 ととし の際 国立 工業教員 改正後の (始則一項、二項) ノ三) 在学する者に対 養成所を 貸与金の

日本育英会法の一部を改正する法律(業)

5

10

日本育英会法(昭和十九年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第一項及び第二項を次のように改める。

日本育英会へ學資ノ貸与ラ受テタル者が死亡又ハ不具座後二周リ貨与金ノ返遊不能トナリタル

トキハ政合ノ定ムル所二依り其ノ替年金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免給スルコトラ得

前項二規定スル場合ノ外日本首英公八大衛国新子学近ノ信ララ受テタル者可能業後、定年數以 上継続シテ小学校、中学校、高等学校、大警男/船ノ施設ノ教育ノ戦ニ在リタルトキハ政合ノに基準重要

定品の所二依り共ノ貴与金ノ全部又ハ一部ノ返還す免除スルコトラ得大学院二於子学資ノ貴与

ラ受ケタル者の修業後一定年数以上総統シラ高等学校、大学長ノ他ノ雄設ノ教育又ハ研究ノ職(あずせ) (高年書門校)

二在リタルトキ亦同ジ

第二十四条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ業務ノ方法中第十六条第一項第一号ノ規定二依ル貸与金ノ回収三関スルモノハ主務大臣

ノ定ムル所ニ依ルモノトス

附則中第三十六条の次に次の三条を加える。

第三十六条ノニ 当分ノ間大学及女大学院三族が当箇八貨与ラ受テタル者可修業後一定年数以上 依り其ノ者方回項ノ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルモノト老做シ同項ノ規定ヲ適用ス 六条ノ四第二項二規定スル教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ在リタルトキハ政合ノ定ムル所ニ 終税シテ斌炭鳥島及伊平屋島並ニ北經二十七度以南ノ南西諸島(大東諸島ラ含み)三数ケル第十

第三十六条ノニ、当分ノ間第十六条ノ四第二項及前条中、大学」トアルハ「大学〈国立工業教員養成 所ラ合ふ)」ト読替フルモノトス

附則

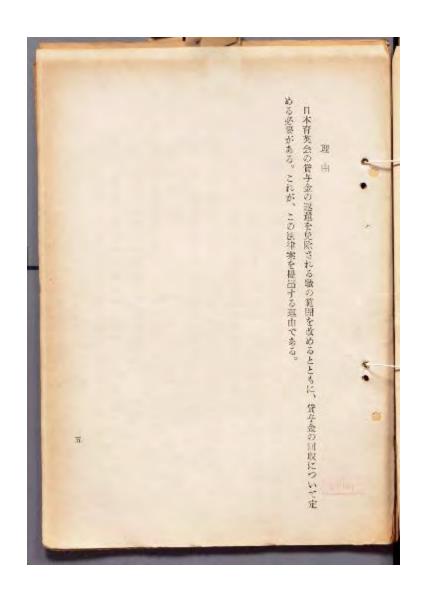


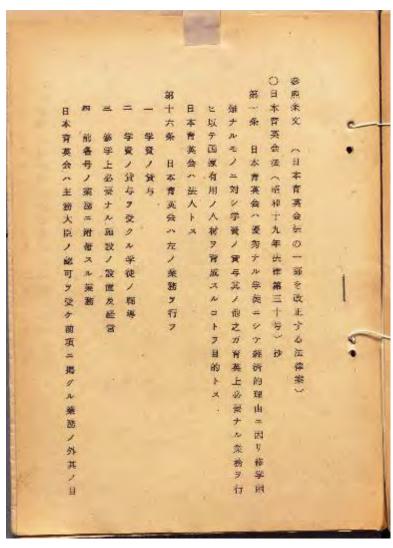


* この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の日本育英会法第十六条ノ 四第二項及び附則第三十六条ノー、の 進定 与金についても、適用する。 は、この法律の施行の際規に大学文は大学院に在学する者に対しその在学期間中に賃予した資

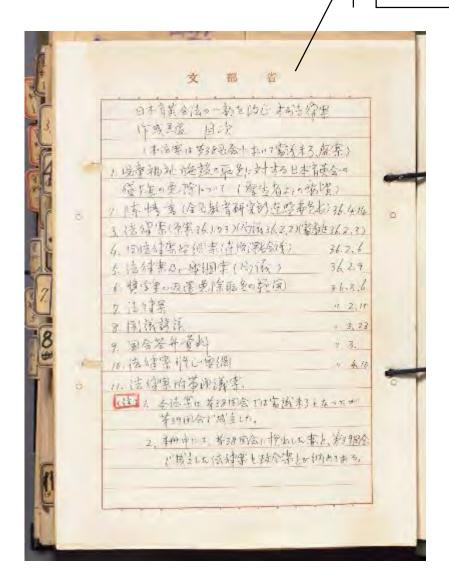
=





※以下、条文の参考資料が続くも省略。

て」の目次に沿った構成





〇「日本育英会法、 同施行令の一部改正」(平21文科00310100)

口頭でのやり取りなど資料が残らなかった場合も事 実関係を記載している。

> (1) 危急に提出した法案は質素3のとおりであり。何ちの多正も5 けていない。(3点,2,2)

- (8) 零速度に提出した緊も同僚資料3のよおりであり、平句姿現族 について修正があった。(資料4のと知り) (22-28)
- (2) 関係局群との調整, 連絡研究会, 老師の回見等本者における同業 決定の係益
- (1)初の中等教育的特殊教育主任官と、特殊教育における管理を重 过免除職とすることについて問題したが、對理としないことにな つた。(日頭等数)
- (2) 起発療及会には、(質素ない)法院を提出したが、 (25) 字句に 問題があつて (学技等の名亦をそのまま法文に記さないことにし た。) 2月9日資料がの法案を提出し、最初された。
- (3) 普種において、資料6を提出型機の二級の仮説を整正の上(費 料6)-2)のとおり) 京都された。(29)
- (4) 字句および最限方法に若干の答正をうけたが。本着において実 質的な修正はうけていない。
- (6) 関係省庁との折衡延過(筋裁、意見、修正等)
- ② 専生省児童局から、資料2のとおり、児童福祉施設機員(保育 所能員を除く。)を小、中学校の政策と同様に日本育芸会の貸与 全を免除するよう要求があつたが、結局質約つ)「2.平生省関係」 の□用の意について大政省と致合作成の新協議することになった。

調整経過を記した記録が作成され、綴られている資料との対照ができるようになっている。



赤マルはその資料が簿冊に綴られているもの

- 在 L (白生党 文章四定会·杂合文章回会·数据会·回 约定占主管铁正通报)
- 2 開動協出報 物料をのとおり
- 10、 医会提出器 、资料9上时已
- (1) 与角質符 (成熟10分を含む
- (2) 前公等等の報告(表員公の主要時点・存正・公司会・付替表面等)
 - (4) 委員会の事業資産 本共享はお訴先担であり、同意文の委員会に会ず付款されたが。 そこでの主要協議はおよそつざのとおりである。
 - (4) 食与食を食除する物の透視な変化する原由
 - (四) 日本の写真型前を開発間を同和語与たすべきではないか。
 - (6) 中学数の点面やについて高原学数と同様。大学院における費 事金の過数を支援すべきをある。
 - 例 大学年龄的名词东亚的思想性隐含处理原生中基大中代表中 表表。
 - (四) 大田のこび大学語の内方における哲学生の返還を発験される 形についた場合には、その円方を見換すべきである。
 - (D) この抵抗については、役割日本官支のから気をなりけた表金 毎に適及通用すべきである。

(以上ので対応らいて、(資料11 コエロ12)のように社会党体正

(3625-36315)

- (2) 労働管職銀票銀幣のも、配賣製品が指導員を高等等款数数と同様 に日本育芸会の信与企业免除するよう要求があつたが、企品等額 指導として見述ることにした。(3点3/0) (資料での3)
- (3) なお、遺籍省委員高から、独立の国会提出後執行関級所收省を 大学教員と同様に受与企业的除するよう選求があった。
- (4) 本管裏については、大臣省は、保存正で目めた。
- ② 法部局等務係者(主要な情点、存正点見に基づく可数等) (36. 2/7日後額局分2部において記載)

主要险点 (資料 8) 完成 正 5。]

- (2) 日本育美会芸を/係の心言からなて、行与会の意義をお除する のは如かしくはないか。(すでは28年の法律改正において認め ている以上でなれない。)
- (3) 国際有用の人材を対象にしているのに対し、免除企の範囲を改 員際係だけにしばつているのは気息中。(《言詞法において当た 再生産に役立つものだけに禁定すべきである。)
- (S) 飲みに会任することについて、古い祖式に最初がある。 【報告法章の体験上でもなえない。】
- (2) 中旬その他の報告な仕正と 5 付。前記提出は《資料タ》が複類 した。
- 8. 党建原章的经验(四企集出版,规则到引至电话见应正专)

(8) 参議院文政委員会採供 4月25日

(6) 参說院本会監保费 4月28日

(4) 衆製院文政委員会提供 6月 7日

(で) るお8日金期終了により容能決了

(庫支) 〇印(顯本無集原語。資料的)

の別さがあつた。)

意識交換器以外は実質的等職がなされていない。

(四) 修正 を約文政委員会で上間10xf0)について自己・社会時費中5費 料/3のとおり管正能が提出され。探説された。(36.4.2か)

(3) 公顷公

n L

((4)) 付帶決議

参数文政委員会で合民・社会再党から上記 JoyDJC ついて受 別13のとおり付帯決職から提供され、投訳された。

- 13. 核液に対する一般の関心(筋関筋調、各界の意見)
- (1) 経染金の返還が不扱のととはついて、その改善に関する危機な 想見が新聞を願わせた。
- (2) 目前対比よび目高数からロ原なよび電線で免験器の拡大および **晒具近月について登録があった。**
- / 信 法律の成立不成立の指导 む重点了のため勝飛
- / 北 成立法律の政行通知
- 16 その他

本法集の場合における取扱いはつぎのとおりである。

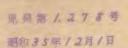
(2) 抽金类的 3月25日 阿日参照游戏或委员会付置



172

資料(1)

360





全部省大学季新局長 製

原生省儿童」



日本育英会技能符合派 / 多長の改正 について(甲入れ)

日本育英会議/る祭の四第/現準2号の現場により行与会の成 器を免除することを得る姿としては、使来、小字板、中字校の成 勝等、日本育英会を取行合語/る条に認められる雪に辿っれてい たが、下記児童福祉組改及び児童無価機関に前等する児童情事間 様は、反動等の購買性、学校教育研究もこびく最初取刊を完証文 は独于された児童をはじめ、行終の事情にある児童の学養報達生 活指導をその任然とし、関節行合稿/る条所定の環境ある者と同 じく、教授かいをするととにより、持続とも人材を集め、その管 僧の向上をはなる必要があるので下記により終税の問題値をわつ らかしたい。

邢

/ 野に角島の対象として日本作英金法施行会回/S条に加えて

6 BIAZIATO

の各階設に極勝する児童指導員、保保、医師。

2 理由

以上の各無数に動荷する児童指導員並びに保壁は、同胞亜内 において学校前音法に基く機節数章に準ずる学習指導、生活指 単を行なつていること(とくに、暗新数号を免除若しくは到手 された雲に対しては、路務数号を免除若しくは到手 いること。)

- 3. 児童指導員、保証の数
- (1) 加亚阿保

児童指導員は昭和34年現在17/8名、そのうち、新糖 大学並びにそれと同時以上の学力を有する者は約900名で ある。

大学卒は現在、約2分の/である水間度級足当初の事情等に より、止むを得ぐ、このような構成を示しているが源次され を大学卒で覆めるよう解力しつつあり、将来行金額が大学卒 にする計画である。

提供は刑害3年年展在私外66名、そのりち大学卒能びにそ

れと同等の学力を有するものは約 1,400名、全体の約3分の1であるが、児童指導員と同じ事情により、将来は、少くも3分の2位大学卒とする計画である。 をお、保母、児童指導員の資格については、

見積福祉法施行令第13条

児激福祉施設最低基準第69条

倉照

.

展師については、その実験は把握されていたいが、対象児童 の特殊な事情等から、児童指導員、保母と同様の取扱いを必 受とする。

児童福祉施設別等任職員調

(附34束規在)

	要機能改	相談	精雜通過	育児	ろうあ見	虚弱	L体不 自由
施設數	555	112	21	32	41	27	40
児童	1037	404	13	48	50	28	90
保母	2707	589	55	148	207	113	172

学歷別職員数額

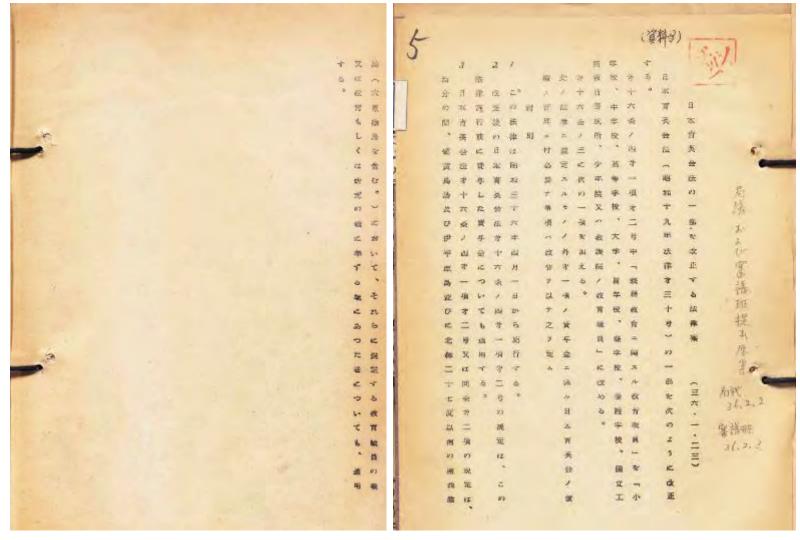
学歷別	超数	小 学 卒 田制高小卒 新制中学卒	旧制中学等新制高校平	旧制專鬥学 校举 新制短大率	旧制大学卒 新制大学卒
	職員数	鳳晨数	順良数	職員数	聯員數
指導員	1.718	151	649	558	360
保母	4466	327	2760	1.338	41

(2) 相談所関係

売食相談所は、以上の鑑設に入る前段階として、一時保護 を加える等の方法により、視惑及び指導を実施しているので 何様の取扱かいをし、指導質については全質、保母について はその3分の2を大学卒とするものといたしたい。

	総数	高校以下	旧副専問 短 大	新旧大学
指導員	201	139	47	15
保御	171	153	16	2

※このほか、資料2として厚生省の追加意見、全国教育研究所連盟からの陳情の写しが綴ら れている。



※以下、省略